

奥州市上下水道事業告示第7号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり変更する。

令和4年4月1日

奥州市長 倉 成 淳

1 除外する排水区域

江刺

前田町、岩谷堂字新地野堰上、字新地野道下、字小名丸、字小名丸沢、字前田、字白欠、字中野前、字中野、字上堰、字金打、字雲南田、字牧沢、字丸田、字北田、字寺沢、字目割沢、字柳沢の各字の一部区域

2 該当区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。